

## 令和7年度下郷町職員（社会人経験者）採用候補者試験要領

令和7年度下郷町職員（社会人経験者）採用候補者試験を次により行います。

下 郷 町

### 1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	社会人経験者
採用予定人員	若干名

### 2 受験資格

- (1) 昭和50年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません。) 官公庁（国又は地方公共団体）や民間企業等における職務経験を5年以上有する者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。
- ① 日本の国籍を有しない者
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 普通自動車運転免許取得者又は取得見込みの者。

### 3 試験の方法

#### (1) 第1次試験

##### ① 職務能力試験

論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための筆記試験を行います。

##### ② 職務適応性検査

職員として業務を行う上での適性検査を行います。

#### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、作文及び個別面接による試験を行います。

### 4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

### 5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和6年 9月22日(日)	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～11:00 職務適応性検査 11:15～11:35	福島市中町8番2号 福島県自治会館	令和6年10月下旬の予定。 役場掲示板に合格者受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否を通知します。
第2次試験	第1次試験合格者に別途通知します。			

## 6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表により支給されます。また、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 7 受験手続及び受付期間

### (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本町役場総務課総務係で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「社会人経験者試験申込用紙請求」と書いて、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

### (2) 申込の方法

① 申込用紙に必要な事項を記入して、本町役場総務課総務係に提出してください。

申込書を郵送する場合は、その表に赤で「社会人経験者試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付してください。

② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

### (3) 受付期間

**令和6年7月17日（水）から同8月16（金）まで**（執務時間中に限ります。）

郵便による申込書提出の場合は、8月14日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 8 試験結果の開示

第1次試験の結果については、第1次試験の不合格者に限り口頭で開示を請求することができます。開示内容は得点と順位、開示の期間は合格発表の日から1カ月間、また開示の場所は本町役場総務課総務係です。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

## 9 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。
- (3) この試験に関し不明な点は、本町役場総務課総務係に問い合わせてください。

〒969-5345

福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地

下郷町役場 総務課総務係

電話 0241-69-1122